

令和 8 年度琉球大学医学部（地域枠）定員

1 令和 7 年度の琉球大学医学部地域枠の定員

国の医師多数県の臨時定員地域枠の医師少数県への振替方針により、令和 7 年度の琉球大学医学部（地域枠）は、R6. 7. 30 の通知により、△1 名の内示を受け、恒久定員 5 名、臨時定員 11 名の計 16 名となった。

2 令和 8 年度琉球大学医学部（地域枠）臨時定員について

令和 7 年 1 月 21 日に「第 9 回医師養成過程を通じた医師の偏在対策に関する検討会」において、医師多数県における令和 8 年度の医学部臨時定員の配分方針が決定された。

- (1) R7 臨時定員から R6 臨時定員に 0.2 を乗じた数を減算。
- (2) 恒久定員 100 名あたり、恒久定員内地域枠を 4 名以上設置している県については、R6 臨時定員に 0.1 を乗じた数を復元。
- (3) さらに、①若手医師（35 歳未満医師）の割合が全国下位 1/2 の場合、②高齢医師（75 歳以上医師）の割合が全国上位 1/2 の場合、R6 の臨時定員に 0.1 を乗じた数を復元。

$$\text{沖縄県} \left\{ \begin{array}{l} (1) \quad 11 - (12 \times 0.2) = 9 \text{ 名} \\ (2) \quad 12 \times 0.1 = 1 \text{ 名} \\ (3) \quad \text{沖縄県該当なし} \end{array} \right.$$

よって、沖縄県の令和 8 年度の臨時定員は、(1) 9 名 + (2) 1 名 = 10 名となる。

3 琉球大学医学部（地域枠）の恒久定員の増について

令和 6 年 3 月に策定した沖縄県医師確保計画では、国が示した令和 18 年度の推計医師数が必要医師数を 594 人上回っているが、本県は多くの離島を抱える島嶼県であり、県内各医療圏において適切な地域完結型の医療提供体制を維持するために引き続き安定的に医師を確保する為、地域枠養成数の現状維持を国に求めていくとしている。

しかし、計画策定以降に臨時定員数が削減され、また臨床研修医の募集定員の減及び医師の働き方改革等の影響等による医師派遣推進事業の実績減により、今後も厳しい状況が続くことが想定されることから、長期的な(11 年先)離島、へき地の安定的な医療提供体制を確保する為、琉球大学医学部(地域枠)の恒久定員の増を行いたい。

【計画策定後の主な変更点】

- (1) 地域枠臨時定員の減
R6 臨時定員 12 名、R7 臨時定員 11 名、R8 臨時定員 10 名 2 名減
- (2) 臨床研修募集定員の減
R7 募集定員上限数 162 名、R8 募集定員上限数 156 名 6 名減
- (3) 医師派遣推進事業の実績減（常勤医）
R5 実績 25.5 名、R6 実績見込み 20.5 名 5 名減

※ 上記以外に専攻医養成事業の実績減、県立病院の離職者数の増など、厳しい状況が続いていることから、R8 の地域枠恒久定員を 13 名増やす。

4 今後の対応

医療法第 30 条の 24 に基づき、地域医療対策協議会で協議を経た上で、県から琉球大学へ地域枠恒久定員の増について要請を行う。

令和 8 年度の地域枠 恒久定員 $5 + 13 = 18$ 名、臨時定員 10 名 計 28 名
(臨時定員については、今後も減少していくことが見込まれるが、昨今の医師確保状況等を鑑み引き続き国へ要望を行う。)